

# 平成28年度事業計画

社会福祉法人 熱海市社会福祉協議会

## 平成28年度事業計画

### ◎第4次地域福祉活動計画の推進

#### 基本理念

共に支えあい、やさしい絆（きずな）と笑顔あふれるまちづくり

基本目標 1. 地域で支え合う活動を応援します。

施策の方向 1. 支援活動を広めます。

| 事業名                         | 事業概要   | 平成28年度<br>計画   | 前期目標<br>(平成29年度)  |
|-----------------------------|--|--|---|
| 1. 活動の核となる<br>団体への働きかけ      | 顔見知りの地域で<br>住民同士が自主的<br>に支え合う活動の<br>必要性・重要性を働<br>き掛ける。<br>(主に啓発活動)   | 公民館等で、地域<br>での支え合い活動<br>の必要性を共に考<br>える機会づくりを<br>実施。  | ①町内会、大規模集<br>合住宅自治会、サロ<br>ン活動団体等を中心<br>に啓発活動を実施。<br>(毎年1地区実施)                         |
| 2. 住民参加型在宅<br>福祉サービスの構<br>築 | 買い物、調理、清掃<br>等の家事援助や定<br>期的な高齢者宅へ<br>の安否確認など、継<br>続的に実施するこ<br>とが求められる住<br>民同士の助け合い<br>活動を支援する。<br>(高齢者等への生<br>活支援活動) | 上多賀地区に引き<br>続き、熱海中央で<br>の活動をスタート<br>するための準備を<br>行う。主にはボラ<br>ンティアの確保を<br>実施するため、各<br>地域での講座を実<br>施し、意欲ある活<br>動者の発掘に努め<br>る。 | ①サロン活動を単位<br>として住民参加型在<br>宅福祉活動が展開さ<br>れるしくみを検討。<br>②利用者が対価を負<br>担する有償サービス<br>について検討。 |
| 3. 住民同士の交流<br>の場づくり         | 高齢者等が気軽に<br>交流できる場を設<br>けて社会参加を促<br>し、孤立を防ぐ。   | 町内会にある集会<br>所の調査を実施。<br>人員がそろい次<br>第、スタッフ派遣<br>を行う。  | サロンスタッフを各<br>地域の集会等に派遣<br>し、サロン活動の内<br>容を紹介し、サロン<br>新設、参加者の増に<br>つなげる。                |
| 4. 障がい者・児の<br>理解を深める        | 障がいのある人を<br>理解することで、住<br>み慣れた地域で共<br>に生き、共感できる<br>体制をつくる。  | 社協事業への積極<br>的参加を促し、必<br>要に応じて支援す<br>る。   | ①イベント、広報紙<br>を通して障がい者へ<br>の理解を深める啓発<br>活動の推進。<br>②障がい者団体主催<br>行事への支援                  |

施策の方向 2. 住民主体の活動を応援します。

| 事業名                      | 事業概要   | 平成28年度<br>計画                                     | 前期目標<br>(平成29年度)  |
|--------------------------|--|--|---|
| 1. リーダーの育成               | 地域福祉活動協力者、サロンスタッフ、ボランティア等がリーダーとして活動できるよう養成。              | サロンスタッフの募集を実施し、地域にサロンを展開する準備を整える。                | ①地域福祉活動リーダー養成講座の開設<br>②地域福祉活動協力者、サロンスタッフ、ボランティア等の情報交換の場を設定。   |
| 2. 各団体間の交流               | 小地域福祉活動を実践している団体間の交流の場を設け、各団体のスキルアップを図る。                 | 各地域サロンの課題・問題点を調査するため、地域サロン連絡会を開催する。              | ①団体間の交流の場を設定。<br>②サロンのイベント開催時に、民生委員や町内会役員等と交流する機会を設定。   |
| 3. サロンの新規開設及び利用者相互の連携の強化 | 高齢者の社会参加の促進を図るため、サロン開設の働きかけを図る。                          | 人が集えるスペースを持つ集会所を探し、そこでのサロン開設を実施する。               | ①サロンの新規開設。(毎年度1ヶ所)<br>②サロン利用者相互の連絡を密にして、互いに見守るシステムを構築。  |
| 4. 地域で孤立した人に対する支援        | 単身高齢者の「ひきこもり」等々の問題は、地域の方や関係機関と連携して、把握し、自立に向けた取り組みを働きかける。 | 各サロン、地区民生委員児童委員協議会をとおしてアウトリーチし、必要な支援を地域の方と共に考える。 | ①成年後見制度や生活困窮者自立支援制度を活用して、従来対応出来なかった福祉の課題について広く相談できる体制を整備する。<br>②相談を待つだけでなく積極的に地域に出て「孤立しがちな人」を早い段階から把握・支援に努める。 |

- 基本目標 2. ボランティア活動の輪を広めます。  
 施策の方向 1. ボランティア活動の拡大に努めます。

| 事業名              | 事業概要   | 平成28年度<br>計画                             | 前期目標<br>(平成29年度)   |
|------------------|--|--|--|
| 1. ボランティア活動の拡大   | ボランティア活動に関心はあるものの、参加に踏み出せない人が多いため、社協としては、住民が具体的なボランティア活動に踏み出す機会を設ける。                       | ボランティア登録制度を見直し、登録者との情報交換・発信できるシステムを構築する。 | ①幅広い世代がボランティア活動に参加出来るよう、活動メニューを充実する。<br>②「サマーショートボランティア」終了後は、協力団体や学生との意見交換の場を設け、ボランティア活動の意義について再認識する。<br>③学生に限らず、ボランティアに関心がある人への初心者向け研修会の開催。<br>④「ボランティア登録制度」を創設しボランティア活動の活性化をめざす。 |
| 2. 有償ボランティア制度の創設 | 継続性・責任が問われる生活支援サービス（食事、買い物代行等）の提供は、従来の無償によるボランティアの努力では限界があるため、有償ボランティア制度を創設し、サービス体制の充実を図る。 | ボランティア活動に必要なスキルを習得する講座の開設。               | ①有償ボランティア制度の試行により、ボランティアニーズの掘り起こし、課題の検証に努める。<br>②新規ボランティア向けの研修会の実施。<br>（平成27年度）<br>③有償ボランティア制度の本格実施。<br>（平成28年度）   |

| 事業名                 | 事業概要  | 平成28年度<br>計画  | 前期目標<br>(平成29年度)  |
|---------------------|---|---|---|
| 3. ボランティア団体の活動支援    | <p>①ボランティア団体の活動を市民に周知し団体加入者の増加を図る。</p> <p>②ボランティア団体の運営資金の確保を図る。</p> | <p>新たなボランティア登録制度を確立するために人材の発掘に努める。</p>                    | <p>①新たな登録制度によりボランティア団体の登録を促進。</p> <p>②地域福祉活動リーダー養成講座の開設</p> <p>③「社協だより」等の広報活動をとおして、各団体の活動内容を解りやすく紹介し、新規加入者の促進を促す。</p>             |
| 4. ボランティア団体の交流促進    | <p>ボランティア団体間の交流の場を設け、各団体のもつ福祉情報や地域情報を共有し、活動範囲の拡大、組織間の連携強化を図る。</p>   | <p>人材育成と共にボランティアセンターの立ち上げを進め、センターが自主的に活動できる環境づくりに努める。</p> | <p>①平成27年度に創設が予定されている新たなボランティア制度に併せ、リニューアルした「(仮称)熱海市ボランティア連絡協議会」の設置。<br/>(平成27年度)</p> <p>②ボランティア活動団体間の情報交換の場を設定。<br/>(平成28年度)</p> |
| 5. 障がい児・者へのボランティア活動 | <p>ボランティア活動や交流活動を通して、障がいのある方の社会参加活動に協力する。</p>                       | <p>スキルアップ講座などの情報提供及び支援をする。</p>                            | <p>手話、点字、朗読、要約筆記など、専門性の高い技能を必要とするボランティアの育成に努める。</p>   |

施策の方向 2. 災害ボランティアセンターを充実します。

| 事業名           | 事業概要   | 平成28年度<br>計画  | 前期目標<br>(平成29年度)   |
|---------------|--|---|--|
| 1. 災害に備えた物品備蓄 | 災害時の社協の業務は、市と連携して災害ボランティア本部を設置・運営することであるが、備品・機材が充足されていない実態がある。                     | 備品・機材購入計画に基づき、毎年度計画的に予算の範囲内で資機材の整備をする。                                      | 備品・機材購入計画に基づき、毎年度計画的に予算の範囲内で資機材の整備をする。   |
| 2. 訓練の実施      | 災害時を想定したボランティアセンター立ち上げの訓練及び外部講師による「災害時における社協が担うべき役割」について、研修を実施。災害時に必要なボランティアを育成する。 | ① 実践訓練の実施<br>② 職員を災害地へ派遣し、職員のスキルアップを図る。<br>③ 訓練のマンネリ化を防ぐため、他市社協の訓練方法を取り入れる。 | ① 実践訓練の実施<br>② 職員を災害地へ派遣し、職員のスキルアップを図る。<br>③ 訓練のマンネリ化を防ぐため、他市社協の訓練方法を取り入れる。      |
| 3. ボランティアの育成  | 災害時に必要なボランティアを育成する。  | 災害ボランティアコーディネーター研修への参加者募集をする。   | ① 災害地への派遣。<br>② 定期的に情報交換の場を設ける。<br>③ 定期的な訓練や研修会の実施。<br>④ 新たなボランティアコーディネーター育成を図る。 |

基本目標 3. 困っている人が誰でも相談できる体制をつくります。

施策の方向 1. 判断能力が不十分な人の権利を守ります。

| 事業名                   | 事業概要  | 平成28年度<br>計画                           | 前期目標<br>(平成29年度)   |
|-----------------------|---|--|--|
| 1. 日常生活自立<br>支援事業の推進  | 判断能力がわずかに低下した利用者に対し、日常的な金銭管理の支援を実施しているが、高齢化により利用者数は増加傾向にある。                       | 利用人数30人<br>生活支援員増員                     | 利用人員30人<br>(平成29年度)  |
| 2. 法人後見事業<br>の実施      | 判断能力が著しく低下した人が重要な法律行為等を行うときに利用する制度であり、全国的に後見人の担い手が不足していることから社協が後見人として権利擁護支援に取り組む。 | ①受任件数5件<br>②市民後見人の養成修了<br>③職員一名の研修派遣   | ①受任開始<br>②支援員の確保<br>③受任件数5件<br>(平成27年度)<br>④受任件数10件<br>⑤職員1名(社会福祉士)の研修派遣<br>(平成28年度)                   |
| 3. 権利擁護・成年後見制度の相談窓口開設 | 成年後見制度の申立手続きの紹介。行政機関や弁護士等と連携し制度の普及啓発に努める。   | ①職員2名配置<br>弁護士との提携                     | ①権利擁護問題に対応できる相談体制整備。(2名配置)(平成28年度)<br>②同上(3名配置)<br>(平成29年度)  |
| 4. 市民後見人の育成           | 弁護士等の専門職ではなく、市民による社会貢献的な後見人を養成・支援することで、成年後見制度の普及や後見人候補者不足の解消を図る。                  | ①市民後見人養成講座後期の実施(受講者10人)<br>②家裁・熱海市との協議 | ①市民を対象に成年後見制度の講演会を開催。<br>(平成27年度)<br>②市民後見人養成講座を開催。<br>(平成27・28年度)<br>③法人後見監督人を担うための体制の整備。<br>(平成29年度) |

施策の方向 2. 相談対象範囲の拡大に努めます。

| 事業名            | 事業概要   | 平成28年度<br>計画                             | 前期目標<br>(平成29年度)   |
|----------------|--|--|--|
| 1. 生活福祉資金の貸付   | 貸付は、県社協の受託事業と、本会が運営する資金貸付事業の2制度により対応。                | 「生活の自立に向けた貸付制度」による継続的な支援を図る。             | 本会の貸付制度を「緊急一時的な貸付制度」から「生活の自立に向けた貸付制度」に改正。<br>(平成27年度)                                  |
| 2. 生活困窮者自立支援事業 | 生活保護に至る前の生活困窮者に対し自立支援を促すため、相談支援と就労支援を一体的に実施しようとするもの。 | 民生委員と制度について共通認識し、ニーズを表出できない対象者の早期発見に努める。 | ①熱海市と協力し生活困窮者自立支援事業の推進を図る。<br>②相談を受けるだけでなく、地域のネットワークを活用して、生活困窮者を把握し、早い段階から自立に向けた支援を実施。 |
| 3. 緊急一時的な食糧支援  | 生活が困窮を極め、当面の食糧も確保できない場合、緊急一時的に食糧支援。                  | 昨年度に引き続き、「フードバンク」の協力をいただき、食糧支援を実施。       | ①社協の予算より食糧支援を実施。<br>②「フードバンク」等の活用により食糧支援を実施。   |



基本目標 4. 市民とともに歩みます。

施策の方向 1. 生きがい活動・交流活動を推進します。

| 事業名                    | 事業概要   | 平成28年度<br>計画  | 前期目標<br>(平成29年度)   |
|------------------------|--|---|--|
| 1. 「高齢者料理教室」の継続開催      | 高齢者に「バランスの取れた食事」の作り方を楽しみながら学び・味わう教室。                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年6回開催</li> <li>・参加人数70名</li> <li>・広報の方法を検討し、参加人数増加を図る。</li> <li>・調理スタッフボランティアの募集。スタッフの増員を図る。</li> </ul> | 参加人員70人  |
| 2. 老人クラブ連合会等の活動支援      | 在宅介護者の会及び老人クラブ連合会の運営を支援。                                       | 広報活動を通じて、在宅介護者の会及び老人クラブ連合会の活動を紹介する。   | イベント等の実施により、団体の活性化を図る。   |
| 3. 新たなグループ活動への支援       | ボランティア活動など、同じ目的を持った人達のグループ活動を支援。                               | 個人ボランティアの見直しを図り、団体の支援へコーディネートする。  | 研修等により、職員のコーディネート力の強化を図る。  |
| 4. 各種団体への助成            | 福祉団体、障がい者団体、福祉施設等に対し助成金を交付。                                    | 各団体に助成金を交付。   | 各団体に助成金を交付。  |
| 5. 介護保険制度改正に伴う運営体制の見直し | 平成27年度介護保険制度改正に伴い、予防給付のうち訪問介護と通所介護については平成30年度より、地域支援事業に再編成される。 | 人材確保につとめ、再度事業の検証を図り、介護保険事業の運営方法について検討する。  | 社協が実施する介護予防(訪問・通所)事業については、地域支援事業の主旨を踏まえ、多様なサービスを提供出来るよう、事業の運営方法を見直す。 |

施策の方向 2. 市民の理解を得られるよう努めます。

| 事業名              | 事業概要  | 平成28年度<br>計画                          | 前期目標<br>(平成29年度)  |
|------------------|---|---------------------------------------|---|
| 1. 広報活動の充実       | 広報紙「社協だより」、ホームページ等により社協の活動を紹介。                              | 社協だよりの紙面について、検証し読んでいただける広報を目指す。       | ①「社協だより」紙面の再検討。<br>②社協の事業が市内新聞等に掲載されるよう努める。             |
| 2. 福祉まつりの開催      | 市民に市内の福祉団体の活動を紹介し、福祉についての理解を深める。                            | 昨年度に引き続き、関係団体等へ多数の参加を呼び掛け、福祉意識の高揚を図る。 | 開催場所やイベントの見直し等より「福祉まつり」の来場者数の増を図る。                      |
| 3. 透明性のある事業経営の推進 | 社協の事業は、公的資金、会費、寄付金により運営されており、経営実態を正確に市民や会員に説明する必要がある。       | 「社協だより」やホームページを通じて、社協の事業等を公表する。       | 経理規程で定められた決算資料の他に経営分析表を添付し、経営状態の実態を解りやすく表示。<br>(平成27年度) |
| 4. 事業継続計画の策定     | 地震等災害時には災害ボランティアセンターに職員が配置されるため、社協の通常業務に支障が生じないように事前に計画を策定。 | 災害時のボランティアセンター業務を検証し、計画策定に向けて、検討する。   | ①事業継続計画の策定。<br>②災害時の介護サービス室の運営方法について検討。                 |
| 5. 地域福祉活動計画の推進   | 地域福祉活動計画が適切に推進されるよう、計画の中間年度（平成29年度）に検証する。                   | 理事会、評議員会において、単年事業の進捗状況を報告。            | 「地域福祉活動推進委員会」にて地域福祉活動計画の前期実施計画の進捗状況を検証。<br>(平成29年度)     |